

特定保育及び特定地域型保育に係る利用者負担徴収基準額

(単位：円)

各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担の月額	
		上段：保育標準時間認定を受けた場合 下段：保育短時間認定を受けた場合	
階層区分	定義	0歳児	1・2歳児
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0
		0	0
2	1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額にあつては前年度分の、当該年度9月から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分市町村民税非課税世帯	0	0
		0	0
3	24,300円未満	10,000	10,000
		9,800	9,800
4	24,300円以上48,600円未満	11,500	11,500
		11,300	11,300
5	48,600円以上72,800円未満	18,900	18,300
		18,500	17,900
6	72,800円以上97,000円未満	21,900	21,300
		21,500	20,900
7	97,000円以上133,000円未満	30,200	29,300
		29,600	28,800
8	133,000円以上169,000円未満	36,900	36,000
		36,200	35,300
9	169,000円以上235,000円未満	44,500	43,300
		43,700	42,500
10	235,000円以上301,000円未満	48,800	47,500
		47,900	46,600
11	301,000円以上349,000円未満	56,000	54,400
		55,000	53,400
12	349,000円以上397,000円未満	64,400	62,400
		63,300	61,300
13	397,000円以上	72,800	70,600
		71,500	69,300

備考

- この表における子どもの年齢計算は、子どものための教育・保育給付に係る保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は当該年度中に限り変更しないものとする。
- この表における「保育標準時間認定」とは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育必要量の認定を、「保育短時間認定」とは同項の規定による1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育必要量の認定をいう。
- この表における所得割とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)をいい、その額の計算については、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとし、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。